

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

軽米町長 山本 賢一

市町村名 (市町村コード)	軽米町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	山内地区 (山口、貝喰、山内駒木、山内大久保、上谷地渡、下谷地渡、平、中村、和当地、竹谷袋、東、新井田、大清水、駒板、東台)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 22 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・新規就農者は、機械導入など初期費用がかかる。
- ・雇用するにもほとんどの農家が冬期間の収入がないため、通年で雇用できない。
- ・借りてほしいと言われるが耕作道が狭く大型機械が農地に行くことが困難である。
- ・鳥獣被害が多く、対策に要する時間や経費がかかり、収益性が上がらない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、工芸作物、畜産、野菜、雑穀、花き等を組み入れた複合経営が行われており、今後は担い手への農地集積を進めるとともに生産管理機械を整備拡充し、効率的な生産を推進する。

大清水・駒板地区においては法人化した集落営農組織を核として、水稻、大豆、野菜等の複合経営が行われており、今後は既存の農業機械の利用再編を行いながら、効率的な農業生産の促進や農作物の品質・規格の均一化に取り組むため、高性能農業機械等の導入を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	445 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	411 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用した貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組みを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
各種補助事業を活用し新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行うとともに、地域内外の多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成するため、町、県及びＪＡ等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①侵入防止柵の設置等により、ニホンジカやイノシシ等による被害を未然に防止する取組みを進める。 ③スマート農業機械の導入により、農作業の機械化、省力化による自立経営農家の確立を図る。				